破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号

千葉県成田市飯仲45番地
清算株式会社　株式会社ガイア
代表清算人　吉田　　薫

１　決定年月日　令和７年７月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３０号

東京都文京区本駒込２丁目10番４号四季ビル千石１階
清算株式会社　水野エムアンドエム株式会社

１　決定年月日　令和７年７月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０２０号

東京都千代田区大手町２丁目３番２号
清算株式会社　ライフタイムコンサルティング株式会社
代表清算人　西村　謙三

１　決定年月日　令和７年７月15日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、令和７年８月末日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始